

# 三原市人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課  
編集／三原市人権文化センター  
所在地／三原市長谷一丁目6番1号  
電話／0848-66-1111  
FAX／0848-66-1112

## いきいき百歳体操教室に参加しよう！

**日時** 5月28日（木）10時～11時

**ところ** 三原市人権文化センター大会議室

**内容** 講座（体操の目的とポイント） 15分  
百歳体操の実践 30分  
アクティビティ（簡単なゲーム） 15分

**講師** 三原市高齢者福祉課職員

**定員** 40名（先着順）、申込み不要、参加費無料

### いくつになっても体力はつけられます！

#### 料理教室を開催します！ だるさに負けない、タンパク盛り！

- 日時 6月7日（日）9時30分～12時
- ところ 三原市人権文化センター
- 申込み 定員10名 先着順  
5月11日（月）～6月3日（水）
- 参加費 800円
- メニュー①カツオの竜田 梅肉タルタル添え  
②にんじんと豆のラバ  
③きゅうりのバターソテー  
④フルーツと甘酒の寒天カクテルなど
- 持参物 米1合・エプロン・三角巾・持ち帰り容器



#### あなたの戸籍が狙われている？！

平成23(2011)年にプライム総合法律事務所  
の社員が戸籍等を1万枚以上不正取得した  
罪により逮捕されました。こうした事件が相  
次ぐ中、三原市では登録型本人通知制度を設  
けました。この制度は登録することで、第3  
者が戸籍等を取得したら本人に通知がいくも  
ので、より多くの方が登録することで不正取  
得や身元調査への抑止力になるものです。  
みなさまの登録をよろしくお願いします。

#### 人権相談

人権相談員が相談をお受けします。

相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

◇とき 土・日・祝日を除く10時～16時

◇ところ 三原市人権文化センター

◇電話 0848-66-1111



# じんけん 人権のひろば



「企業における人権(その2)」について紹介します。

## 【ビジネスと人権に関する指導原則】

1990年代に、多国籍企業による児童労働や強制労働の実態が明らかになり、多国籍企業に対して責任ある行動が求められるようになり、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連で採択されました。指導原則においては、多国籍企業だけでなく、すべての企業に対して、次の3つについて方針と手続きを持つことが求められています。

- 1 人権を尊重するという企業の方針を持ち、強く関与すること。
- 2 人権への影響を予防し、軽減し、対処方法を説明し、情報開示するという一連の流れの手続きをとること。
- 3 人権への悪影響について救済の手続きをとること。

尊重すべき人権の範囲は、章典や条例など国際的に認められた法に規定されたものすべてです。また、雇用形態にかかわらず、当該企業で働く者すべての人が対象です。さらに、取引先、消費者、顧客すべての関連がある人も対象です。

## 5月21日 対話と発展のための世界文化多様性デー

文化の多様性の価値を深く理解し、その保護と発展、文明間の対話を発展させることを目的に、2002年にユネスコによって制定されました。文化とは、人が社会の中で受け継いできた生活の仕方や価値観、表現の総体をいいます。私たちは毎日の暮らしの中で価値を実現しながら生きていますので、文化を尊重することは、人々そのものを尊重するということにつながります。国際化が進み、他国の人と「共生」することが求められてきていますが、文化を知り、理解することで、ともに豊かに暮らすことに結びつけていかなければなりません。